

令和3年5月10日発行 通巻262号（発行/一般社団法人 西新井法人会）

西新井法人会報

NISHIARAI HOJINKAI

2021
5
vol.262



足立フレンドリーマラソン



表紙
足立フレンドリーマラソン

目次

巻頭コラム「風」 「創業100年～西新井法人会とともに～」 青年部会長 小倉 哲也…………… 2
西新井税務署・西新井納税六団体共催 確定申告早期提出「e-Tax利用推進」街頭PR…… 3
令和2年度報告
令和2年度 事業概況報告書 令和2年度 事業実施報告…………… 4
貸借対照表 令和2年度 正味財産増減計算書…………… 5
財務諸表に対する注記 第45回通常総会のお知らせ…………… 6
厚生委員会 法人会福利厚生制度利用案内…………… 7
サービス事業委員会 会員向けサービス事業のご案内…………… 8
令和3年度 税制改正大綱…………… 10～11
西新井税務署からのお知らせ…………… 12～13
足立都税事務所からのお知らせ…………… 14
警察だより 消防署だより…………… 15
東京税理士会…………… 16
催しものインフォメーション 訃報…………… 17
決算法人説明会・新設法人説明会 表紙のこぼし／編集後記 税務無料相談室…………… 18

巻頭コラム



小川 節子 書

創業100年 ～西新井法人会とともに～

青年部会長
小倉 哲也

この度、会報の巻頭コラムに寄稿する機会を頂きましたので、弊社の歴史と西新井法人会とのかかわりを纏めてみたいとおもいます。

弊社、小倉鉄工株式会社は大正11年（1922年）千住の地に創業し、2022年には創業100年を迎えます。昭和初期には現在の扇へと移り、プレスと金型を使用した金属加工を生業としています。

創業者の小倉寅松は家業でつちかった火づくり鍛造による自転車部品の製造で、昭和30年まで社長として会社の礎を築きました。

二代目の小倉時蔵は火づくり鍛造のままでは量産性が劣ると、当時としては早い時期に鉄を常温のまま圧造する冷間鍛造の研究に着手、生産性の向上に成功し、昭和のバイコロジブームを駆け抜けました。

また、その頃に西新井法人会へも加入し、法人会館の増築に特に尽力しました。

三代目の小倉英夫が社長就任当時は、バブル崩壊後で国内の自転車部品メーカーも海外生産シフトが止まらず、売上が激減した中での船出でありました。しかし従前からの営業努力が実り自動車部品や建築金物、電力部品などにも販売先を拡大することができました。

小倉英夫も法人会活動には熱心で親会はもちろん源泉部会や優申会、彰友会などへも積極的に参加させていただきました。

また、母の小倉雅築も女性部会で長らくお世話になっております。

私が入社した頃には近くに日暮里舎人ライナーが開通し工場の周りは住宅が増え、音の出るプレス工場は操業しづらい環境と

なってきました。そこで工場を群馬県館林に移転し、おもいきり製造できる環境を整えました。また工場跡地は有効利用して経営の一助となっております。

法人会青年部には入社翌年に入会させていただき、現役で活動しています。

私自身も社業発展のため創業120年までは新しいものにチャレンジし、そして厳しい経済環境に適応しながら次世代に繋ぎたいと願っておりますが容易ではないでしょう。

過去15年だけみてもリーマンショック・東日本大震災・新型コロナウイルスの蔓延と「まさか」の連続である中で、気軽に経営の相談に乗っていただけるのは法人会の諸先輩方であり青年部会の仲間であります。「うちの会社はこうしてるよ」とか「このような補助金や優遇税制があるよ」とか実になる話も多数出てきます。

祖父も父母も地元経営者の集まりである法人会の皆様との交流が有意義であるので積極的に参加していたと推察できます。弊社にとって法人会での活動は、なくてはならないものとなっています。

さて「次代の法人会を担う人材の育成」が目的の青年部会（50歳定年）ですが年々、会員数が減少しています。現在は55名、この4月になるとまた卒業される方がおられて50名を下回る状況です。

こんな不確実な時代だからこそ、なおさら地元の経営者の仲間同士の情報交換は有意義だと考えます。

青年部会への入会ご検討を心よりお願い申し上げます。



西新井税務署・西新井納税六団体共催 確定申告早期提出「e-Tax利用推進」街頭PR 大雨の中 PR内容を確認

日時:令和3年2月15日(月)



西新井税務署応接室にて



西新井大師門前の横断幕

西新井税務署並びに西新井納税六団体では、確定申告書提出日の初日である2月16日(火)に向けて、15日(月)に鉢花の贈呈と懸垂幕及び横断幕の掲示をしました。例年、六団体の各団体長が集うのですが、今年度は3月7日(日)まで延長された緊急事態宣言下でもあり、感染拡大防止の観点から六団体を代表して当会の鈴島会長が出席しました。また当日は未明からの大雨で足元の悪い中、各所に訪問しました。

午前10時、鈴島会長が西新井税務署応接室を訪問。井上署長に鉢花を贈呈しました。鉢花は署内に設けられた申告書作成会場や正面玄関に飾られます。申告に訪れた方々の目を楽しませています。

午前10時15分、西新井税務署幹部職員と鈴島会長がArio西新井へ赴き、西新井駅側入口に飾られた鉢花とポスター、e-Tax利用推進PR懸垂幕を確認されました。この懸垂幕は大型で、昨年度に引き続き、Ario西新井様のご好意で掲示させていただきました。標語【申告・納税はe-Taxが便利です】が大きく掲載されています。

その後、西新井大師門前に移動し、同様に掲げられた横断幕も確認されました。こちらの横断幕には【自宅等からパソコン・スマホで確定申告】という標語が掲載されております。この標語は、



Ario西新井懸垂幕前にて

六団体で2月に実施している広報車を用いた広報活動でもアナウンスしており、最後に井上署長と鈴島会長が広報車を確認され終了しました。皆様、大雨の中大変お疲れ様でした。

(事務局)

令和2年度 事業概況報告書

令和2年度、国内では安倍前首相が9月に退陣し、菅政権が誕生致しました。菅首相は施政方針演説で経済再生と感染症対策を最優先課題に掲げつつ、省庁の縦割り体質を打破し規制緩和に取り組む姿勢を強調しました。

そして国外では、11月のアメリカ合衆国の大統領選で共和党のトランプ大統領に勝利した、民主党のジョー・バイデン氏が第46代アメリカ合衆国大統領に就任し、バイデン政権が誕生致しました。今後多国間協調への方向転換を図るとみられ、同盟国であるアメリカの真の在り方が問われるものであり、今後両国首脳の実行力が期待されるところです。

一方では新型コロナウイルスが猛威を振るい、世界中に甚大な影響を及ぼしています。

現在迄のところ世界各地でロックダウン等が実施される中、我が国では4月に緊急事態宣言が発令されました。外出の抑制や飲食店などの営業自粛により、7～9月の実質GDPは前期比年率で▲29.2%と大幅な落ち込みとなり、加えて7月から開催予定であった東京オリンピック・パラリンピックも延期を余儀なくされました。その一方で緊急事態宣言は5月下旬に解除され、その後の景気は回復傾向となりましたが、飲食店や宿泊業などのサービス業は感染防止のための制約がなされ、それに伴う景気対策費用として政府は次々と補正予算を編成し、総額234兆円に達しました。9月以降はGoToキャンペーンの効果もあり、外食産業や旅行業も一時上向きましたが、感染者数が徐々に増加した事によりキャンペーンは急遽停止となり、再び経済が停滞ムードになりました。1月8日には緊急事態宣言が再発令され、感染拡大防止と経済活動の両立の難しさが浮き彫りとなりました。また医療現場では逼迫が続いており、一刻も早いワクチンの安定的な供給などの対策が求められています。

こうした状況のもと、本会は「法人会の基本的指針」に則り、令和2年度事業計画の諸事業を達成するため、最善の努力を傾注して参りました。

組織拡大事業は、会員増強期間を年度末まで延長して行い、令和3年3月末現在、稼働法人数7,111社、会員数5,350社、加入率75.2%という会員数5,000社以上の大規模法人会の中であって、21年連続加入率第1位を維持することができました。研修事業では10月28日に、西新井税務署より井上卓也署長を招いて「茨城県水戸のあれこれ」と題した講演会を開催し、100名を超えるご参加をいただき盛況裡に催すことができました。ですが、本年度は残念ながら一年を通して新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、社会貢献委員会、青年部会、女性部会が共催で毎年社会貢献事業の一環として参加している「足立区民まつり」は中止となり、加えて、「第8回恋活パーティー」、「第42回法人会研修会」、「第26回法人会ゴルフ大会」そして「舎人公園千本桜まつり」までが、延期または中止という自粛を余儀なくされました。

第44回通常総会の決議に基づく諸事業を新型コロナウイルスの影響の為計画通り遂行する事が出来ませんでした。しかしながら税務当局には適切なるご指導を、併せて会員各位にも絶大なるご理解を戴き深く感謝申し上げる次第です。

令和2年度 事業実施報告

会報発行状況について				行事回数及び参加人員数			
第258号 24ページ	令和2年	5月11日	5,500冊	理事会	4回	延	250名
第259号 24ページ	令和2年	9月5日	5,500冊	委員会	47回	延	968名
第260号 20ページ	令和2年	11月5日	5,500冊	源泉部会	9回	延	225名
第261号 24ページ	令和3年	1月12日	5,500冊(カラー)	青年部会	4回	延	68名
合計			22,000冊	女性部会	21回	延	90名
税務無料相談室の利用状況				新設・決算法人説明会	3回	延	22名
西新井税務経理指導所との契約相談件数			36件	全法連	0回	延	0名
会員異動に関する事項				東法連	5回	延	5名
令和2年4月1日	5,617社			六団体長会、税務連絡協議会	9回	延	19名
入会	63社			その他会議、研修会等	6回	延	3,649名
退会	330社			ブロック会	23回	延	171名
純増	△267社			支部会	58回	延	503名
令和3年3月31日現在	5,350社			合計	189回	延	5,970名

令和2年度 貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部				II 負債の部			
1. 流動資産				1. 流動負債			
現金預金	34,931,034	20,487,257	14,443,777	預り金	718,189	649,239	68,950
前払金	12,160	0	12,160	未払法人税等	323,300	256,200	67,100
流動資産合計	34,943,194	20,487,257	14,455,937	流動負債合計	1,041,489	905,439	136,050
2. 固定資産				2. 固定負債			
(1) 基本財産				長期借入金	52,682,102	58,849,549	△6,167,447
定期預金	5,000,000	5,000,000	0	仮受金	70,000	70,000	0
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0	固定負債合計	52,752,102	58,919,549	△6,167,447
(2) 特定資産				負債合計	53,793,591	59,824,988	△6,031,397
什器備品購入積立預金	1,000,000	1,000,000	0	III 正味財産の部			
建物減価償却引当預金	17,526,351	17,526,351	0	1. 基金			
特定資産合計	18,526,351	18,526,351	0	基金	0	0	0
(3) その他固定資産				2. 指定正味財産			
建物	52,154,173	56,065,797	△3,911,624	指定正味財産合計	0	0	0
建物付属設備	4,275,826	4,844,753	△568,927	3. 一般正味財産			
構築物	1	1	0	(1) 代替基金	0	0	0
什器備品	179,360	243,518	△64,158	(2) その他一般正味財産	306,697,104	290,754,479	15,942,625
土地	245,141,299	245,141,299	0	一般正味財産合計	306,697,104	290,754,479	15,942,625
電話加入権	240,491	240,491	0	(うち基本財産への充当額)	5,000,000	5,000,000	0
出資金	30,000	30,000	0	(うち特定資産への充当額)	18,526,351	18,526,351	0
その他固定資産合計	302,021,150	306,565,859	△4,544,709	正味財産合計	306,697,104	290,754,479	15,942,625
固定資産合計	325,547,501	330,092,210	△4,544,709	負債及び正味財産合計	360,490,695	350,579,467	9,911,228
資産合計	360,490,695	350,579,467	9,911,228				

令和2年度 正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部				水道光熱費	1,145,501	1,268,235	△122,734
1. 経常増減の部				賃借料	1,588,261	1,573,659	14,602
(1) 経常収益				保険料	701,516	653,506	48,010
基本財産運用益	500	501	△1	諸謝金	450,000	580,000	△130,000
基本財産受取利息	500	501	△1	租税公課	1,928,953	1,972,930	△43,977
受取会費	52,762,700	53,997,748	△1,235,048	租税公課2	761,100	745,000	16,100
一般受取会費	50,902,700	52,029,748	△1,127,048	諸会費	128,500	318,500	△190,000
部会受取会費	1,860,000	1,968,000	△108,000	支払利息	546,265	659,267	△113,002
事業収益	8,379,974	19,941,952	△11,561,978	委託費	1,660,814	1,747,551	△86,737
研修事業収益	161,500	9,120,298	△8,958,798	広告宣伝費	535,260	635,444	△100,184
広告事業収益	2,618,500	2,316,000	302,500	渉外費	925,723	1,081,586	△155,863
簡易保険取扱手数料収益	254,118	350,296	△96,178	慶弔費	741,830	836,924	△95,094
東京都中小企業共済手数料収益	688,554	750,696	△62,142	表彰費	1,438,021	1,788,150	△350,129
厚生事業委託収益	880,027	1,118,298	△238,271	リース料	2,108,398	2,273,234	△164,836
会館賃貸収益	1,400,000	3,712,000	△2,312,000	新聞図書費	101,574	101,514	60
複写機事業取扱手数料収益	678,708	1,085,743	△407,035	支払手数料	1,052,181	1,171,994	△119,813
特別団体保険収益	397,567	398,867	△1,300	顧問料	1,023,000	978,000	45,000
通信回線代行収益	135,300	139,954	△4,654	雑費	298,535	447,781	△149,246
ETC 取扱手数料	1,165,700	949,800	215,900	経常費用計	73,570,568	98,663,542	△25,092,974
受取補助金等	19,343,498	19,901,809	△558,311	評価損益等調整前当期経常増減額	16,265,925	3,272,434	12,993,491
受取全法連助成金	17,888,500	18,172,700	△284,200	評価損益等計	0	0	0
受取東法連助成金	1,454,998	1,729,109	△274,111	当期経常増減額	16,265,925	3,272,434	12,993,491
受取負担金	71,000	3,822,170	△3,751,170	2. 経常外増減の部			
受取負担金	71,000	3,822,170	△3,751,170	(1) 経常外収益			
業務委託収益	450,000	450,000	0	経常外収益計	0	0	0
業務委託収益	450,000	450,000	0	(2) 経常外費用			
雑収益	8,828,821	3,821,796	5,007,025	経常外費用計	0	0	0
受取利息	3,191	3,071	120	当期経常外増減額	0	0	0
雑収益	8,608,124	3,629,928	4,978,196	税引前当期一般正味財産増減額	16,265,925	3,272,434	12,993,491
損保協力謝金	217,505	188,795	28,710	法人税、住民税及び事業税	323,300	256,200	67,100
簡保受取利息	1	2	△1	当期一般正味財産増減額	15,942,625	3,016,234	12,926,391
経常収益計	89,836,493	101,935,976	△12,099,483	一般正味財産期首残高	290,754,479	287,738,245	3,016,234
(2) 経常費用				一般正味財産期末残高	306,697,104	290,754,479	15,942,625
事業費	73,570,568	98,663,542	△25,092,974	II 指定正味財産増減の部			
給料手当	26,227,156	25,976,824	250,332	受取補助金等	17,888,500	18,172,700	△284,200
福利厚生費	4,987,974	5,348,447	△360,473	受取全法連助成金	17,888,500	18,172,700	△284,200
会議費	4,436,279	23,399,555	△18,963,276	一般正味財産への振替額	△17,888,500	△18,172,700	284,200
研修費	0	104,400	△104,400	一般正味財産への振替額	△17,888,500	△18,172,700	284,200
旅費交通費	60,300	5,605,557	△5,545,257	当期指定正味財産増減額	0	0	0
旅費交通費共通	889,486	928,820	△39,334	指定正味財産期首残高	0	0	0
通信運搬費	533,889	561,750	△27,861	指定正味財産期末残高	0	0	0
共通通信運搬費	1,429,696	1,415,945	13,751	III 基金増減の部			
減価償却費	4,544,709	5,329,821	△785,112	当期基金増減額	0	0	0
消耗品費	2,267,463	709,757	1,557,706	基金期首残高	0	0	0
修繕費	7,994,506	5,841,976	2,152,530	基金期末残高	0	0	0
印刷製本費	3,063,678	4,607,415	△1,543,737	IV 正味財産期末残高	306,697,104	290,754,479	15,942,625

令和2年度 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却について
建物、建物付属設備、ソフトウェアについては定額法、その他の減価償却資産については定率法により償却している。
- (2) 消費税の会計処理
消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
什器備品購入積立預金	1,000,000	0	0	1,000,000
建物減価償却引当預金	17,526,351	0	0	17,526,351
小 計	18,526,351	0	0	18,526,351
合 計	23,526,351	0	0	23,526,351

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	うち指定正味財産からの充当額	うち一般正味財産からの充当額	うち負債に 対応する額
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	(5,000,000)	0
小 計	5,000,000	0	(5,000,000)	0
特定資産				
什器備品購入積立預金	1,000,000	0	(1,000,000)	0
建物減価償却引当預金	17,526,351	0	(17,526,351)	0
小 計	18,526,351	0	(18,526,351)	0
合 計	23,526,351	0	(23,526,351)	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	118,415,054	66,260,881	52,154,173
建物付属設備	10,119,749	5,843,923	4,275,826
構築物	200,000	199,999	1
什器備品	4,068,682	3,889,322	179,360
合 計	132,803,485	76,194,125	56,609,360

附属明細書

基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、「財務諸表に対する注記」の「2.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりである。

第45回 通常総会のお知らせ

すがすがしい風がそよぎ、若葉輝く季節となりましたが、会員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当法人会の運営につき格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記により第45回通常総会を開催いたしますので、ぜひご出席くださいますようご案内申し上げます。

尚、会員の皆様には、既に別途往復はがきにてご案内をさせていただきました。

出欠席に関わらず、必ずご返信ください。(4月19日郵便にて発送済)

尚、ご欠席の場合は、委任状にご捺印の上、ご返送ください。

記

日程 令和3年5月21日(金)

場所 足立区栗原三丁目10番16号(税務署裏) 西新井法人会館2階ホール

内容 第45回通常総会 午後3時00分～

※ご出席を検討されている会員の皆様には、健康状態に留意いただき、無理をなされませぬようお願い致します。

※議案内容等詳細については、4月19日発送のはがきをご確認願います。

厚生委員会

法人会の福利厚生制度のご利用を!

「経営者大型総合保障制度」「ビジネスガード」「がん・医療保険」



厚生委員会
委員長 澤谷 義一

会員の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より法人会活動につきましては、格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、西新井法人会では福利厚生制度として、保険受託会社である大同生命保険(株)、AIG損害保険(株)、アフラックの制度商品をおすすめしております。

大同生命保険(株)及びAIG損害保険(株)の「経営者大型総合保障制度」や「ビジネスガード」は多くの企業に防衛対策、資金の準備対策等として活用されており、またアフラックの「がん・医療保険」は幅広いがん治療に対応しています。

多くの会員企業の皆様にご理解いただくために大同生命保険(株)、AIG損害保険(株)、アフラックの各推進員が訪問させていただくと思いますが、その際はご協力の程お願い申し上げます。

(厚生委員会 委員長 澤谷 義一)

大同生命



立松 冬蘭



新井 裕子



阿達 里美



松本 洋子



大谷 雅彦



和久 純子



関根 ゆうき



佐々木 沙莉



前野 美里



鈴木 理江



上田 真実



伊藤 知佳



吉田 愛華

A I G



福嶋 千浩



渡辺 一美



森 幸一



鈴木 信治

アフラック



清水 浩司



島崎 昇久



安齋 敏隆

一字を大切にしています。

- 取材、原稿整理、校正、レイアウトから印刷・製本・発送まで。
- 出版業務では、東販・日販などを通じての全国書店販売も承っております。
- 小説、評論、自分史、会社記念史、学校記念史、各種報告書、各種カタログ、社内報、地域報など。

株式会社 のべる出版企画 ☎03-3896-6506

〒123-0864 東京都足立区鹿浜 3-4-22 のべるリージョン 2F

<http://www.novelsyuppan.com>

Email: novel-syuppan@nifty.com

原稿作成、出版、印刷、校正、レイアウトのことなら、
のべる におまかせください。

さくら観光バス株式会社

～記憶に残る旅のお手合い～

大型観光バス 8 台保有

36 席 × 1 台 夜行移動に最適!!

40 席 × 4 台 少し余裕を持った座席間隔

45 席 × 3 台 サロン席ならやっぱりこれ!!

※全車充電用コンセント / Free Wi-Fi 搭載

〒121-0831

東京都足立区舎人 1-21-15

TEL: 03-5647-6139

FAX: 03-5647-6539

E-mail: info-t@sakura-kankou.jp

東京営業所





サービス事業委員会
委員長 小泉 公男

サービス事業委員会では、会員向けサービス事業として、会員企業様の様々な要望に応えられる各種事業を行っております。

今回、以下に各社の推進員紹介もさせていただきます。

支部役員会、税務研修会等を含め、会員の皆様と接する機会が増えると思います。会員企業のためのサービス事業ですので、何卒宜しくお願い申し上げます。

(サービス事業委員会 委員長 小泉 公男)

複写機等、OA機器の導入サポート

リステージ株式会社



田中 健一 坂田 陽光 西玉 靖 小林 英二 上野 勇一郎 松尾 直樹

オーダースーツ 特別価格ご優待

エフワン株式会社



高田 直矩

総合火災共済 自動車総合共済 傷害総合保障共済 医療総合保障共済

東京都火災共済協同組合



小島 暁史

外国人技能実習制度、 助成金診断・申請無料サポート

一般社団法人アソシエイト



福田 謙介 杉本 和俊

高速利用料金最適化サポート 法人会推奨 ETCカード発行サービス

ETC最適化窓口 サポートセンター



田中 真

医療保険・死亡保険等

メットライフ生命保険株式会社

法人会の



1日人間ドック型式 生活習慣病健診

くわしい内容等は、ご案内(封書)を
発送いたしますので参照下さい。



一般財団法人 全日本労働福祉協会 渉外部

東京支部 〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18

TEL (03) 5767-1714 (直通)

小規模事業者の強い味方!

マル経融資 (小規模事業者 経営改善資金)

マル経融資は商工会議所が、日本政策金融公庫に
推薦する無担保・無保証人の公的融資制度です。
詳しくは下記へご連絡ください。

※会員、非会員問わず利用できます。
※その他、無料で税務・法律相談も実施しております。



お問い合わせ

東京商工会議所足立支部
☎ 3881-9200

令和3年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

～中小企業向けの法人税の軽減税率は2年延長、 固定資産税は据え置きなど～

政府は、令和2年12月21日に令和3年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例の適用期限の延長は実現され、固定資産税や産業競争力強化に係る措置などウィズコロナ・ポストコロナを意識した税制改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

青色申告法人が事業適応計画について産業競争力強化法の認定を受け、令和5年3月31日までに事業適応計画の実施のためのソフトウェア等の新設・増設などをした場合に、取得価額の30%の特別償却が取得価額の3%の税額控除が認められます。なお税額控除は、グループ外の事業者とデータ連携する場合には5%に引き上げられます。

■研究開発税制の見直し

総額に係る税額控除制度については、税額控除率の下限を6%から2%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げられます。

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度のうち、基準年度に比較して売上が2%以上減少し、試験研究費が基準年度を超える場合に、控除税額について当期の法人税の5%が上乗せされます。

■所得拡大税制の見直し

青色申告法人が令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度に、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除できる制度となります。なお、教育訓練費の増加割合が20%以上の場合は、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%まで税額控除が拡大されます。

中小企業向け所得拡大税制は、増加割合1.5%の判定を、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額での比較へと変更します。また、税額控除率25%になるか否かの判定についても、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額で比較して増加割合が2.5%以上か否かの判定を行います。

■繰越欠損金の控除上限の特例の創設

青色申告法人が産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受け、事業適応計画に従って事業適応を実施する者の適用事業年度に、令和2年4月1日から令和3年4月1日を含む事業年に生じた欠損金がある場合には、欠損金の繰越控除前の所得の金額の範囲内で損金算入できることとなります。

■株式を対価とするM&Aの促進

会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式の交付を受けた場合は、その譲渡した株式の譲渡損益を繰り延べることであります。

■カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

青色申告法人が産業競争力強化法の中長期環境適応計画について認定を受け、令和6年3月31日までに、その計画に記載された中長期環境適応生産性向上設備(仮称)又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備(仮称)を取得した場合に、取得価額の50%の特別償却、あるいは取得価額の5%の税額控除を選択適用できます。なお、税額控除については、温室効果ガスの削減に著しく資するものにあっては10%に控除額が拡大されます。

■中小企業向け税制

中小企業等向けの法人税の軽減税率の特例の適用期限は2年延長されます。

中小企業投資促進税制について、①不動産業、②物品賃貸業、③料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)を指定事業に加えて、適用期限が2年間延長されます。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税に関する特例措置

住宅ローン減税について13年間利用できる特例が、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合まで延長されることになりました。

住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても、住宅ローン減税の特例が利用できるようになります。ただし、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■同族会社が発行した社債の利子

同族会社が発行した社債の利子・償還金について、法人と特殊の関係のある個人及び親族が受け取る場合は、総合課税の対象となり累進税率が適用されます。令和3年4月1日以後に受け取るものから適用になります。

■短期退職手当等

退職手当のうち、勤続年数が5年以下である者が受けるもので、特定役員退職手当に該当しないものを短期退職手当等とし、収入金額から退職所得控除額を控除して300万円を超える部分には、退職所得の計算の際に2分の1とする措置を適用しないこととなります。令和4年分から適用されます。

■子育て助成の非課税

国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成について、非課税とします。

消費税関係

■課税売上割合に準ずる割合の承認申請

課税売上割合に準ずる割合の承認申請について、課税期間の末日までに提出して、1ヶ月以内で承認を受けることで、提出した課税期間から課税売上割合に準ずる割合が利用できます。

■電気ガス供給施設利用権の範囲

調整対象固定資産である電気ガス供給施設利用権の範囲に、電気事業法の配電業者に対して電気供給施設を設けるために要する費用を負担して、電気供給施設を利用して電気の供給を受ける権利が加えられます。

■産後ケア事業は非課税

母子健康法の改正により創設される産後ケア事業は、社会福祉事業に類するものとして非課税となります。

■20万円以下の国際郵便による輸出

20万円以下の国際郵便で輸出をした場合に、輸出免税の適用を受けるためには、輸出したことを証明する書類として、日本郵便株式会社より交付を受けた郵便物の引受証及び発送伝票の控えの保存が必要となります。令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

相続税・贈与税

■国際金融都市に向けた税制上の措置

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続・贈与により取得する国外財産には相続税又は贈与税を課さないこととします。

■住宅取得資金の贈与

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までに契約した場合は、現行と同額で据え置かれます。

省エネ・バリアフリー住宅	消費税率10%	1,500万円
省エネ・バリアフリー住宅	消費税率8%以下	1,500万円
上記以外の住宅	消費税率10%	1,000万円
上記以外の住宅	消費税率8%以下	500万円

受贈者が贈与を受けた年の合計所得金額が1,000万円以下の場合には、面積要件が緩和され40㎡以上となります。

■教育資金の一括贈与制度

教育資金の一括贈与について、贈与者死亡時に残額がある場合に、相続税の対象となります。ただし、受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、相続税の対象なりません。

なお、受贈者が孫・ひ孫の場合は2割加算の対象とされます。

■結婚・子育て資金の一括贈与制度

受贈者が孫・ひ孫の場合に2割加算の対象とします。受贈者の年齢制限は、20歳以上から18歳以上に引き下げられます。

その他

■税務関係書類の押印義務の見直し

納税者の押印が必要とされてきた税務関係書類について、基本的に押印不要となります。押印が必要なものは、①担保提供関係書類及び物納手続関係書類で、実印の押印と印鑑証明書の添付を求めている書類、②相続税及び贈与税の特例で、財産の分割協議に関する書類だけとなります。

■電磁的記録等による保存制度の見直し

承認制度を廃止して、正規の簿記の原則に従って記録されていれば紙への印刷は不要で、電子データのまま保管することが可能となります。令和4年1月1日以後の関係帳簿から適用されます。

訂正等履歴要件及び相互関連性要件など、従来の要件を満たす優良な電磁的記録等の保存を行う旨の届出を提出することで、過少申告加算税が5%軽減されます。令和4年1月1日以後に申告期限が到来するものから適用されます。

■スキャナ保存制度

承認制度を廃止して、要件が大幅に緩和されます。会計システムにおいて訂正削除履歴が残る場合は、タイムスタンプも不要となり、2ヶ月以内に入力することが求められます。書類への自署、相互けん制などの適正事務処理要件なども廃止されます。令和4年1月1日以後に保存する書類に適用されます。

■固定資産税

令和3年度は、固定資産税の評価替えの年となりますが、土地について、固定資産税の税額が増加する場合には、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられます。なお、評価額が下がった場合は、通常通り減額となります。コロナ禍による対応となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



2021年度税務職員募集

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇ 受験資格 ◇

- 1 2021（令和3）年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者（2018（平成30）年4月1日以降に卒業した者が該当する。）及び2022（令和4）年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申込手続 ◇

- 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
- 2 受付期間
令和3年6月21日（月）9時から令和3年6月30日（水）[受信有効]まで
- 3 受験案内交付期間
令和3年5月7日（金）から令和3年6月30日（水）まで
9時から17時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
（注） 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。



◇ 試験日 ◇

- 第1次試験 令和3年9月5日（日）
第2次試験 令和3年10月13日（水）から令和3年10月22日（金）までのうち
指定された日時

※ 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ
「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。

【問合せ先】東京国税局 総務部 人事第二課 試験係
（代表）03-3542-2111 内線2169





2021年度国税庁経験者(国税調査官級)募集

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修後、各国税局（国税事務所）が管轄する税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

◇ 試験概要 ◇

2021年度の試験概要については、令和3年7月以降に人事院及び国税庁ホームページへ掲載される予定です。

◇ 問合せ先 ◇

東京国税局総務部人事第二課試験係

(Tel03-3542-2111 内線2162・2169)

【参考：2020年度の実施状況】

- ◇ 最終合格者数（全国）：142名
- ◇ 受験資格 2020年4月1日において、大学等（短期大学を除く。）を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
- ◇ 試験日程
 - (1) 受験申込受付期間 8月
 - (2) 試験実施期間 9月から12月まで
 - (3) 最終合格発表 12月下旬

※ 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。

【問合せ先】東京国税局 総務部 人事第二課 試験係
(代表) 03-3542-2111 内線2162



— 東京都主税局についてのお知らせ —

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、

来所不要な手続をご利用ください。

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。

郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

※ 各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、主税局ホームページをご覧ください。

都税事務所 混雑緩和

検索



1 時間まで **無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の 法律相談



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。

TEL : 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時～午後4時)

- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。

- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。

- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。

- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

成和パートナーズ法律事務所(令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更)

港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル 501号

TEL : 03-3592-0541 FAX : 03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所

交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口)徒歩3分

東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口)徒歩5分

JR「新橋」駅(烏森口)徒歩7分

6. その他

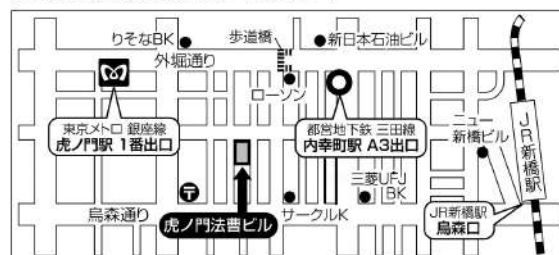
- 無料相談時間は1時間までです。

(東京法人会連合会が負担します。)

- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。

- 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。

その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

重大交通事故に注意!!

歩行者の皆様!ドライバーの皆様!

青信号でも要注意! 交差点では安全確認を!



青信号でも急に渡ってはいけません。
左右の安全確認をしてから渡りましょう。



車の間や見通しの悪い場所など、
歩行者や自転車が飛び出してくる
かもしれません。



警視庁公認交通安全サイトはこちら >>>



連絡先: 西新井警察署 交通課 TEL03 - 3852 - 0110 (内線4112)



今 あなたの力が必要です

消防団員募集中!



消防団は、自営業や会社員、学生や主婦などで組織されている消防機関です。
地域に密着している消防団は、災害活動や住民の方への防災指導など安全・安心な街づくりの実現に欠かせない存在です。



西新井消防団の活動
は、西新井消防署HP
「西新井消防団」をご覧ください。



西新井消防団HP

首都東京を守る消防団



★入団の条件★

18 歳以上の健康な方、消
防団の区域に居住、勤務、
通学している方

入団に関する問合せ先

西新井消防署 警防課防災安全係 03-3853-0119



補助金・助成金・給付金の税務上の取扱いについて

東京税理士会 西新井支部
税理士 ● 森 俊夫

新型コロナウイルスの感染が拡大している中、ご事業に対する影響も甚大なものになっていると存じます。これにより国や地方自治体から多様な補助金・助成金・給付金が新設されました。

皆さまの中にも各種補助金・助成金を頂いた方も多いと思います。そこで各種補助金・助成金の税務上の取扱いをまとめてみました。まずは所得税・法人税のかかるもの、かからないものをまとめてみました。

所得税・法人税のかからないもの (家計・生活支援を目的としているもの)	所得税・法人税のかかるもの (法人・事業主を対象としているもの)
特別定額給付金	持続化給付金
新型コロナ休業給付金	家賃支援給付金
子育て世帯への臨時特別給付金	都道府県の休業・時短要請協力金
学生支援緊急給付金	雇用調整助成金
低所得者のひとり親世帯への臨時特別給付金	IT導入補助金
新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金	

以上のように、家計・生活支援を目的としているものには、所得税・法人税はかかりません。

法人・事業主を対象としているものは、所得税・法人税がかかるものが多いです。

次にこれら、所得税・法人税がかかるものをもう少し掘り下げてみます。

	所得税・法人税法上	消費税法上	収入計上時期
① 持続化給付金	課税	不課税	支給決定日or入金日の早い方
② 家賃支援給付金	課税	不課税	支給決定日or入金日の早い方
③ 感染拡大防止協力金	課税	不課税	支給決定日or入金日の早い方
④ 雇用調整助成金	課税	不課税	※注1

※注1 雇用調整助成金の収入計上時期は、実際に入金した時ではなく、休業手当に対する収入として収入計上します。

例えば、4月に休業した分の休業手当に対する雇用調整助成金は4月の収入として計上します。

以上のように、所得税・法人税法上の扱いと消費税法上の扱いは異なります。また、収入計上時期も補助金等によって異なりますので、確定申告(所得税・法人税)をまとめる際にはお気を付け下さい。

最後に、新型コロナウイルスの感染がまだまだ拡大している現状では、更なるご事業への影響の可能性がありま。現在でも営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金・緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金等々現在でもまだまだ、新しい補助金・助成金・給付金が新設されております。

このような補助金等を賢く活用しながら、新型コロナウイルスに打ち勝っていただきたいと思います。

“足立区唯一の葬儀設備” が整っている

足立鹿濱會館葬儀社

足立区の葬儀屋唯一の葬儀設備・式場を持つ葬儀社です。

葬儀、密葬、家族葬、社葬、自由葬、音楽葬、神式葬、キリスト教などのお葬式。

谷塚斎場、町屋斎場など火葬場や集会場、自宅、家での葬式。

あせらず、慌てず。まずはご相談ください。ご葬儀のプロが24時間対応致します。

ご安心ください。信頼できるご葬儀の全てを安心の価格でお手伝い致します。

また、「葬儀ローン」も取り扱っていますので、ご相談ください。

24時間いざというときの為に

0120-084-622

お気軽にお電話ください。

内閣府認定 NPO 法人全国葬送支援協議会 東京本部指定葬儀社

足立鹿濱會館葬儀社

足立区鹿浜 6-37-1 (鳩ヶ谷街道沿い・血沼交番前)

●家族・親族様の宿泊施設完備 ●宗教宗派を問わず、どなたでもご利用できます
●霊安室完備 (ご自宅に安置できない方、病院から直接安置できます)

ホームページ <http://www.adachi-sk.co.jp>

催しものインフォメーション

コロナウイルスの蔓延により、多くのイベントや会議が中止又は延期せざるをえなくなりました。準備等に携わっていただきました皆様、大変残念ですが延期になった際にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。



5月		
日 付	内 容	場 所
21日(金)	第45回通常総会	法 人 会 館



6月		
日 付	内 容	場 所
1日(火)	広報委員会	法 人 会 館
3日(木)	源泉部会役員会	法 人 会 館
3日(木)	源泉部会第1回研修会	法 人 会 館
8日(火)	社会貢献委員会	法 人 会 館
11日(金)	研修委員会	法 人 会 館
16日(水)	サービス事業委員会	法 人 会 館
16日(水)	収益事業推進会議	法 人 会 館
18日(金)	総務委員会	法 人 会 館
22日(火)	厚生委員会	法 人 会 館
24日(木)	税制委員会	法 人 会 館

7月		
日 付	内 容	場 所
2日(金)	源泉部会役員会	法 人 会 館
4日(日)~5日(月)	第43回西新井法人会一泊研修会	未 定
20日(火)	財務委員会	法 人 会 館
21日(水)	ブロック長会	法 人 会 館
21日(水)	支部長会	法 人 会 館

8月		
日 付	内 容	場 所
3日(火)	税制委員会	法 人 会 館
5日(木)	第182回定例理事会	法 人 会 館
17日(火)~23日(月)	令和3年度「第一回成人病検診」	法 人 会 館
31日(火)	社会貢献委員会	法 人 会 館

〈訃 報〉

一般社団法人西新井法人会
顧問（第6代会長）

渡 邊 守 章 氏

ご逝去 享年 88歳



渡邊守章氏は、去る令和2年12月18日ご逝去されました。

渡邊守章氏は、昭和47年～昭和52年理事、
昭和52年～昭和58年常任理事、
昭和58年～平成9年副会長（青年部会、厚生委員会、
研修委員会、総務委員会、財務委員会歴任）、

平成9年～平成15年社団法人西新井法人会第6代会長、
平成9年～平成15年社団法人東京法人会連合会理事、
平成13年～平成15年財団法人全国法人会総連合評議員、
平成15年～令和2年社団法人西新井法人会顧問、
を務められ、48年間もの間当会の組織の充実強化にご尽力され、
平成15年～平成25年まで西新井彰友会の会長を務められました。
昭和55年: 西新井税務署長より表彰状、
平成元年: 社団法人東京法人会連合会より永年勤続功労表彰、
平成2年: 東京国税局長より表彰状、
平成3年: 財団法人全国法人会総連合より永年勤続功労表彰、
平成8年: 東京都足立都税事務所長より感謝状、
平成10年: 東京都主税局長より表彰状、
平成11年: 国税庁長官より表彰状、
平成14年: 東京都知事より表彰状、
平成14年: 財務大臣より表彰状
等数々受彰され納税功労に対し永年にわたり尽力されました。

改めて、氏の生前当会並びに各界へのご功績に対し感謝申し上げますとともに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

御存知ですか？ こんな有意義な説明会が、行なわれています。

決算法人説明会

法人税、消費税の決算時のチェックポイントを
東京税理士会西新井支部の税理士が説明します。

■受講料、テキスト代は無料です。

月 日	時 間	場 所
令和3年 6月 17日(木)	14:00～16:00	法人会館
8月 26日(木)	14:00～16:00	法人会館

新設法人説明会

法人設立時の税務手続、源泉徴収のしかた、
及び消費税等について、西新井税務署の担当者が説明します。

■受講料、テキスト代は無料です。

月 日	時 間	場 所
令和3年 7月 15日(木)	14:00～16:00	法人会館
9月 16日(木)	14:00～16:00	法人会館

※上記日程については、急遽変更になる場合もありますので、ご了承ください。

表紙のことば「足立フレンドリーマラソン」Vol.262

足立フレンドリーマラソンは足立区陸上競技協会が主催し、21.09kmのハーフ距離を走ります。毎年、暮れの12月、最終日曜日に開催されています。2020年は第11回大会でしたが、コロナの影響でバーチャル大会でした。2019年は荒川の増水により中止になりました。この大会の実行委員長は私の卒業校である区立第9中学校の元校長である大兼茂子先生です。この大会、応援しています。

千住新橋をスタートし、鹿浜橋で第1回の折り返し、それから下流の木根川橋に向かい第2回を折り返し、千住新橋でゴールインとなります。私は荒川河川敷を毎日、ウォーキングしています。走行距離は7kmくらいで、ハーフマラソンには遠く及びません。毎年、参加者は増え2018年は7,000名の参加者がありました。足立区の冬の風物詩であります。2021年はコロナ騒動を克服し、無事に盛大に大会が開催されることを祈念いたします。

(広報委員会 副委員長 永田 一雄)

編集後記 雨降って地固まる

新型コロナウイルス収束の見通しが立たず、気が重い日々が続いております。

まだまだ様々な制限も多く、西新井法人会も講演会、研修会、各委員会などの開催が出来ない状況にあります。

会員同士のコミュニケーションが取りづらい状況だからこそ、法人会報が今まで以上に会員同士で助け合えるような内容を掲載していかなければならないと思います。

コロナウイルスによる辛酸が逆に会員、家族、社会の「力を合わせる絆」を深めてくれると思えるよう、前向きに乗り越えていければ、と思います。

(栗原栄町支部 広報委員 齋藤 日出子)

『西新井法人会報』 広告募集!



掲載料金・スペース

一 枠 (天地 50mm×左右 83mm)	¥10,000 [1回]
二 枠 (天地 50mm×左右 175mm)	¥20,000 [1回]
A4 タテ (天地 297mm×左右 210mm)	¥100,000 [1回]

※掲載は、4回単位になります。

※掲載に関しては、広報委員会において、広告内容を審議した上で、掲載を決定致します。

※左記は全て消費税込みの金額となります。



風景画・風景写真

募集中

会員の皆様から『西新井法人会報』の表紙を飾る風景画・風景写真を募集しています!



法人会員の税務無料相談室

法人会では、東京税理士会西新井支部にお願いして、会員のあらゆる税の相談、記帳指導の相談室を開設いたしております。お気軽にご利用ください。

毎週一回、予約制により、待ち時間のないよう実施しています。あらかじめ電話で予約してください。

栗原3丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション103号
東京税理士会西新井支部 (西新井税務署隣り)

TEL (3889) 4608~9

第262号 令和3年5月10日

発行 一般社団法人 西新井法人会

足立区栗原三丁目10-16 TEL 03(3852)2511

<http://www.tohoren.or.jp/nishiarai/>

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 Label Innovation

埼玉県蓮田市関戸760-1 2F TEL 048(872)7272

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。



〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険
(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」
「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

Dai-Itō 大同生命保険株式会社

上野支社/
東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル6F)
TEL 03-3831-7050

AIG AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9087

F-2019-1010(2019年8月22日)
19-073023 2021-8

SINCE
1970

不動産の
プロフェッショナルとして
最適な
ライフステージを
ご提供



No.15ビル



No.10ビル



No.11ビル



No.12ビル



No.13ビル



まさひろ商事不動産本社ビル

賃貸

売買

事業用

管理

不動産コンサルティング

創業1970年、足立区の不動産に特化し、地域に密着した不動産会社ならではの対応、情報の提供に努めております。足立区の不動産情報なら、まさひろ商事不動産におまかせください。

賃貸・売買仲介・管理だけでなく総合的な不動産コンサルティングを行い、インターネットを最大限に利用しています。



東京都知事(8)第51188号

地域密着経営。足立区の不動産のことなら

まさひろ商事不動産(株)

まさひろ商事

検索

谷在家駅より徒歩5分

足立区谷在家1-8-12 まさひろ商事ビル1F



03-3890-8314